



発行所
徳島市雑賀町
東開21番地1
一般財団法人
徳島県遺族会
TEL (088) 636-3212
FAX (088) 636-3213
http://izokukai.jp/
発行責任者
増矢 稔
印刷
グランド印刷(株)

令和3年度

徳島県遺族会の活動方針・事業計画

令和三年三月三十日(火)、徳島県護国神社において、第二十二回理事会を開催し、令和三年度活動方針、事業計画を審議のうえ、決定した。

はじめに

昨年度は世界中に蔓延した新型コロナウイルスに翻弄された一年となりました。

遺族会においても、会議等は中止や縮小開催となり、徳島県戦没者遺族大会、海外での慰霊巡拝、全国戦没者追悼式への参列も出来ず、本会としてできることは

何か、常に検討を重ねながらの活動となりました。



私たち戦没者遺族は戦後の動乱の中であっても、最愛の肉親を失った悲しみを乗り越え、再び悲惨な戦争を繰り返さないことを固く心に誓い、昭和から平成、そして令和へと恒久平和の実現を目指し、英霊の顕彰と戦没者遺族の福祉の向上に心血を注いで参りました。

戦禍で失わないために、私たち遺族は粘り強く恒久平和を目指し、活動を続けていくものであります。

戦後七十五年が経過した現在、戦争の記憶は風化の一途をたどっています。しかし今日、我が国が平和と繁栄を享受できているのは、祖国の安寧と家族の幸せを念じつつ散華された御英霊の尊い犠牲の上に成り立っていることを決して忘れてはいけません。二十一世紀を生きる我々戦没者遺族は、「二度と戦争をしてはならない。我々のような遺族を出してはならない。」という原点に今一度立ち返り、戦争の史実と平和の尊さを後世代へと伝え続けていくものであります。

英霊顕彰の根幹である内閣総理大臣の靖国神社参拝は、平成二十五年十二月以降途絶えています。引き続き総理、閣僚の参拝定着に向け、一層の努力を傾注していかなければなりません。

一方、尊い一命を国家に捧げられた戦没者の遺族に対する処遇は、国家補償の理念に基づくものであります。

す。日本遺族会を通じて行われました令和三年度国家予算に対する要望は、概ね予算計上されており引き続き努力を重ねて参ります。

そして、高齢化著しい本会の後継者育成は喫緊にして、最大の課題であります。戦没者の孫、曾孫を中心とした青年部活動をさらに積極的に支援してまいります。

本会は、市郡遺族連合会、日本遺族会等との連携を図り、英霊の顕彰、遺族の処遇改善等福祉の向上、命と平和の尊さを後世に伝えていくため、ここに令和三年度活動方針及び事業計画を策定し、更に遺族会活動を進めて参ります。

I 活動方針

一、英霊顕彰運動の推進

我々が今日の平和で自由な生活を享受できるのは、国の礎となられた戦没者の尊い犠牲の上にあることを胸に刻み、国家、国民は戦没者に対して尊崇と感謝の誠を捧げることを決して忘れてはならない。

戦没者を祀る我が国唯一の追悼施設である靖国神社への参拝について、国を代表する内閣総理大臣がこれを行うことは極めて当然であり、今後も、関係団体との連携を強固にし、総理、閣僚の参拝の定着化と、知事等の靖国神社、護国神社への参拝を推進する。

また、靖国神社に代わる国立追悼施設は、靖国神社に祀られた英霊を想う我われ戦没者遺族のこれまでの活動と心情を軽んずるとともに、靖国神社の形骸化に繋がるものであり、この構想が再燃する場合、断固反対する。

二、処遇改善運動の推進

戦没者遺族に支給される公務扶助料等は、国家補償の理念に基づき改善されるべきものである。しかしながら、他の公的年金の扱いに左右される可能性もあり予断を許さない。公務扶助料等の重要性とその認識が薄れることなく、引き続き改善がなされるよう日本遺族会等との連携を図っていく。

三、組織継承への対応

歴史を重ねてきた本会は、英霊の顕彰と戦没者遺族の福祉の向上という不変の使命を有している。しかしながら、終戦から七十五年が経過した今日、組織の中核である戦没者遺児の平均年齢は八十歳となり、高齢化は否めない。

次の世代へと本会の使命を繋いでいくため、青年部の組織強化と、活動の活性化のために支援を行う。また、市郡連合会との連携を一層密にしながら、本会が主催する各種研修会、慰霊巡拝の充実に努める。

四、徳島県戦没者記念館への来館促進

徳島県戦没者記念館は戦没者の御霊を慰霊し、戦争の悲惨さを心に刻み、命と平和の尊さを次世代に語

語り部事業のご案内

徳島県戦没者記念館にて
毎月第2土曜日開催 (13:30~14:30)
6月12日(土)・7月10日(土)・8月14日(土) は延期
(新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為)

9月の語り部についてはホームページにて開催の有無を掲載いたしますので、ご確認をお願いします。

携帯電話のバーコードリーダーで右のQRコードを読み込んで下さい。



令和3年度 全国戦没者追悼式(政府主催)(靖国神社団体参拝)

令和3年8月14日(土)～15日(日)(1泊2日)

毎年8月15日、政府主催により東京・日本武道館にて、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、全国戦没者追悼式が挙行されます。今年度も本県から追悼式に参列する遺族を募集いたします。先の大戦の記憶を風化させることなく次の世代へ継承していくためにも、若い世代の遺族の参列もお待ちしております。

詳細は新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて決定いたします。

決まり次第ホームページに掲載させていただきます。

- 募集人数：未定
- 参加経費：旅費の一部補助あり(差額は自己負担)
- 参加資格：戦没者の父・母・妻・兄弟・姉妹・子・孫(初めて全国戦没者追悼式に参列される方)
- 申込期間：令和3年5月28日(金曜日)まで
- 申し込み先：

徳島県遺族会は、参加希望の方の委託をうけて、申し込み手続きの代行を致します。

参加希望の方は下記までお申し込み下さい。

〒770-8021 徳島市雑賀町東開21-1 徳島県遺族会事務局(TEL 088-636-3212)

戦没者遺児による慰霊友好親善事業への参加募集のご案内

日本遺族会が、厚生労働省から補助を受け実施している「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」では、令和3年度参加者を募集しています。

本事業は、戦没者の遺児を対象とした事業で、一度は亡き父等の眠る地に赴き心ゆくまで慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を行うことを目的としております。

本年度は、同事業が実施30年を迎えたことを記念し、船舶や小型飛行機を1日借り上げ、該当者を対象に洋上慰霊または、機上遙拝を実施予定にしております。

■参加費 10万円
※集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手数料等は含まれておりません。

■参加資格
戦没者の遺児
※過去の参加者について

過去の参加者については、参加経験が1年を経過した方(令和元年度以前の参加者)は、複数回参加申込をすることができます。

■申込方法
県遺族会事務局へ

令和3年度戦没者遺児による慰霊友好親善事業概要(広域地域)

	実施地域	実施時期	募集人員
1	旧ソ連	令和3年8月中旬	40人
2	旧満州	令和3年9月上旬	40人
3	西部ニューギニア	令和3年9月上旬	40人
4	ボルネオ・マレー半島	令和3年9月下旬	40人
5	東部ニューギニア	令和3年10月中旬	42人
6	ビスマーク諸島	令和3年10月中旬	40人
7	中国	令和3年10月下旬	80人
8	トラック諸島	令和3年11月上旬	15人
9	パラオ諸島	令和3年11月上旬	15人
10	ミャンマー・タイ	令和3年11月中旬	80人
11	フィリピン(1次) ※	令和3年12月中旬	120人
12	ソロモン諸島 ※	令和4年1月上旬	20人
13	マリアナ諸島 ※	令和4年2月上旬	40人
14	マーシャル諸島	令和4年3月上旬	20人
15	フィリピン(2次) ※	令和4年3月中旬	120人
16	台湾・バシー海峡 ※	令和4年3月下旬	40人

※印は、船舶や小型飛行機を1日借り上げ洋上慰霊または機上遙拝を予定。

(特定地域)

1	東部ニューギニア	令和4年2月上旬	36人
2	西部ニューギニア	令和4年2月上旬	36人
3	ミャンマー	令和4年2月下旬	36人

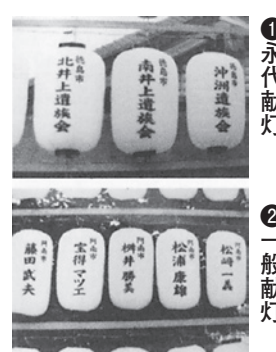
*実施地域や実施時期等は、相手国や交通機関等の事情及び今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況で変更、延期、中止となる場合があります。

徳島県護国神社 みたままつり献灯のお願い

護国神社では、七月三十一日(土)・八月一日(日)の二日間(提灯の掲示は七月三十一日から八月十五日の平和祈念祭まで)、夏の慰霊行事として「みたままつり」を斎行の予定です。「みあかし」をご神前に灯して神霊をお慰めし、広くご神徳をいただくお祭りでございます。つきましては、お一人でも多くの皆様に「提灯献灯」のご協力を賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

提灯献灯お申込み要領
① 永代献灯(大型提灯)
一灯につき 五〇,〇〇〇円
② 一般献灯(小型提灯)(五年間掲示)
一灯につき 一〇,〇〇〇円
現在一般献灯(小型提灯)のお申込みが非常に少なくなりましたので、一般献灯でのお申込みを希望しております。

※時節柄、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、提灯掲揚の中止等規模を縮小して開催する場合もございますので、献灯のお申込みや行事内容等ご不明の点につきましては護国神社社務所までお問い合わせ下さい。
尚、提灯の掲揚が中止となった場合、一般献灯の掲示期間は一年延長して掲揚させていただきます。



〒770-8021
徳島市雑賀町東開21-1
徳島県護国神社社務所
電話 088-669-3090

日本遺族会 令和三年度 活動方針・事業計画を決定

第二十二回理事会（書面による決議）において、令和三年三月三十日付で原案どおり承認されました。
日本遺族会令和三年度事業計画（要旨）は次のとおり。

昨年は、世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症に翻弄された一年となったが、未だ収束の目途は立っていない。今後も、国民一人一人が自覚を持ち、皆でこの国難に立ち向かっていかなければならない。

戦後七十五年の節目となる全国戦没者追悼式は、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、厳粛に挙行された。新型コロナウイルスが猛威を振るい、感染者の増加から両陛下の行幸啓がのきなみ中止された状況下での行幸啓は、まさに両陛下の戦没者とその遺族に対する御心であり、衷心より甚謝申し上げたい。そしてコロナ禍においても、一貫して挙行の姿勢を貫き、遺族が安心して式典に臨めるよう尽力した政府関係者にも感謝したい。
陛下は誕生日会見において、戦後七十五年に当

たり、「戦争の悲惨さと平和の尊さを今後とも心に刻まなくてはならない」との思いを新たにしたい」とご発言された。戦後生まれの両陛下がわが国の安寧と世界の平和を願い歩みを進めておられるお姿に思いをいたし、私たち遺族会は戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に語り継ぐ社会的責務を果たさなければならない。

英霊顕彰の根幹である内閣総理大臣の靖国神社参拝は、一部の近隣諸国に配慮し、参拝が途絶えていることは、誠に遺憾に堪えない。国の礎となった英霊に尊崇の誠を捧げるため、国の代表である内閣総理大臣が靖国神社に参拝することは当然であり、参拝の定着に向けて引き続き粘り強く運動を推進しなければならぬ。
処遇改善運動では、恩給、遺族年金等受給者の

減少が顕著となる今日、受給者が安心して暮らせるよう遺家族議員協議会、拡大一心会議員と連携を密にして、今後受給者等が安心して暮らせるよう運動を進めていかなければならない。

組織の中核である戦没者遺児の高齢化が進む中で、後継者である本会青年部が始動し、着実に活動の幅を広げつつある。引き続き青年部の育成に努めるとともに、本会、青年部が両輪となって、遺族会運動の継承を急がなければならない。

活動を展開し、青年部の力を借りて各支部にも波及している。
今しばらく制約の多い日々が続くと予想されるが、これまで幾多の困難を乗り越え遺族会の基礎を築かれた多くの先人の労苦に思いを馳せ、今こそさらに結束を強固にし、出来ることを確実に積み重ね、粘り強く恒久平和な社会を目指して活動を重ねて参りましょう。

ここに、昨年度事業計画を踏襲しつつ、新たに「今後の遺族会を考える特別委員会報告書」を基に、令和三年度活動方針、事業計画を策定し、懸案解決に努力する。
一、英霊顕彰運動
(1)総理、閣僚の靖国神社参拝の継続・定着運動の推進
①総理、閣僚はもとより、国民の代表たる国会議員の靖国神社参拝が定着化するよう陳情運動を展開する。
②環境整備
ア. 世論喚起
戦争の悲惨さ、平和の尊さをまずは自身の子や孫、ひ孫等に語り継ぐことに努める。

- イ. 国会対策
 - 総理、閣僚の靖国神社参拝をはじめ、遺家族議員協議会、拡大一心会と連携する。
 - (2) 国立の戦没者追悼施設建設構想の阻止
 - (3) 知事の護国神社参拝運動の推進
 - (4) 大東亜戦争の正しい歴史観の醸成
 - (5) 市区町村における追悼式及び慰霊祭等の実施
 - (6) 靖国神社・護国神社との連携
 - (7) 靖国神社の問題について
 - (8) その他
 - 本会と沖縄県遺族連合会が毎年共催している「平和祈願慰霊大行進」に本部、支部一体となって参加協力する。特に、青年部については、戦没者の孫、ひ孫等の積極的な参加を促す。
- 二、戦没者遺族の処遇改善運動
 - (1) 公務扶助料等の改善
 - (2) 国家補償の理念で支給されるものであることを、国会議員に対し機会を捉え広く知らしめる努力を行う。
 - (3) 特別弔慰金の支給要件の改善等
 - (4) 失権遺族が速やかに恩給を受けられるよう努め

- るとともに、戦没者の孫、ひ孫等も支給対象となるよう、本部、支部一体となって国に強く求める。
- (3) 戦没者等の妻に対する特別給付金の継続・増額
- (4) 全国戦没者追悼式への国費参列者の拡大及び、式典内容の改善等
- 三、組織の拡充強化
 - (1) 組織の拡充強化
 - 戦没者の遺児は、将来組織の中心的役割を担うことになる青年部を育成するために共に追悼式及び慰霊祭への参列、会費の徴収、機関紙の配布等々、積極的に支部の活動を行うとともに、これらの経験をを通じて各地域のリーダーを育成し、指導者層を形成していく。青年部は自主性を持って積極的に取り組む。
 - (2) 財源の確保
 - (3) 支部事務局の強化
 - (4) 実態調査の継続実施
 - (5) 啓蒙活動の実践
 - (6) 支部遺族会のあり方について検討
 - (7) 新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う会議等の実施
- 四、遺児の慰霊友好親善事業及び慰霊事業等

- (1) 遺児の慰霊友好親善事業
本会が、引き続き補助事業団体となるよう努める。また、本年は記録集の発刊や参加者による集い(会議)並びに、洋上慰霊または、機上遙拝の記念事業を企画実施する。実施地域 広域地域 十五地域、延べ十六回・七百九十二名(予定) 特定地域三地域・百八名(予定)
- (2) 戦没者等の遺留品の返還に伴う調査事業
各支部遺族会の協力を得て、遺留品の早期返還を図る。
- (3) 海外民間建立慰霊碑移設等事業
ミャンマー、フィリピン、ソロモン諸島の三地域(予定)
- (4) 国内民間建立慰霊碑移設等事業
国や自治体が積極的に民間建立慰霊碑の維持管理に関与するよう要請する。
- (5) 樺太・千島戦没者慰霊碑維持管理事業
「樺太・千島戦没者慰霊碑」の良好な維持管理に努める。
- 五、遺骨収集事業並びに戦跡慰霊巡拝
- (1) 遺骨収集事業等
日本戦没者遺骨収集推

百歳のお慶び

支部だより

大森 茂樹さん (小松島市)



小松島市芝生町の大森茂樹さんが、4月24日に百歳のお誕生日を迎えられ、徳島県と小松島市からお祝い状と祝い金が、また、徳島県遺族会より祝い状と記念品が贈られました。

大森さんは、大正10年に小松島市にてお生まれになり、16歳の時には小松島実業高校(現:小松島高)の1期生としてご入学されました。卒業後は実家で農業の手伝いをされ、後に国鉄へ入社し、四国内の汽車の検査や修理の他、事務等もなさっていたそうです。

戦時中は福岡から満州(現:中国)の戦地へ向かわれましたが、終戦後に帰郷して1年後にご結婚をされ、1男2女を育てられました。また、戦争により昭和17年4月に叔父を亡くされてからは、小松島市遺族連合会の会員として、また平成20年度より約5年間、役員としてご尽力いただきました。

また、趣味では習字を地元の公民館等で指導、84歳からはグラウンドゴルフを始められ、充実した時間を過ごされているとのこと。

大森さんは、「思いがけない百歳を無事に迎えることができ嬉しい。」と喜ばれていらっしゃいました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染予防等一層の注意が必要な世の中となりましたが、これからも変わらずお元気で過ごされますよう、心よりご祈念申し上げます。

小松島市遺族連合会副会長兼小松島地区会長 前川 英貴

進協会が政府より委託を受け実施する遺骨収集事業等については、積極的に参加協力する。遺骨収集実施地域十六地域(予定) 政府主催・慰霊巡拝実施地域十二地域(予定)

(2) 本会主催戦跡慰霊巡拝 青年部事業の一環としてフィリピン地域または鹿児島県知覧等を実施する。

六、社会奉仕活動の推進

(1) 国内における社会奉仕

活動

(2) 海外における社会奉仕活動

七、本会創立七十五周年記念事業の準備

令和四年で七十五周年を迎えるにあたり、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰いでの式典の開催をはじめ記念事業等を検討し、準備する。

八、旧九段会館跡に建設される建物の利用について

九、支部分担金の見直し

各支部の運営に負担となっている分担金の減額について、本部は検討をはじめめる。

十、昭和館運営事業の推進

(1) 広報活動等事業

(2) 展示事業

(3) 資料収集事業

(4) 関連情報提供事業

(5) 戦中・戦後の労苦を伝える語り部育成・活動事業

(6) 関係施設等連携会議

遺族会会員の皆様へ購入のご案内

徳島県遺族会

「七十周年記念誌―あしたへII―」頒布中

一、内容

徳島県遺族会は昭和二十六年十二月の創立以来、英霊顕彰、遺族の福祉増進、戦争史実の伝承等について地道な活動を長年継続し、歩を進めて参りました。

特に、五十周年記念誌を発行した平成十三年以降における本会を巡る状況や活動経過については、徳島県護国神社の移転、徳島県戦没者記念館の建設、特別展や語り部事業の実施、戦没者を見送った家族像の建立、そして出征を見送る家族の像の奉納など、大きな取組みがなされております。

「七十周年記念誌―あしたへII―」は、当会が今年創立七十周年を迎えるにあたり、これらの活動経過を記録するとともに、取り組んだ事業やその成果を広く伝えるための内容となっております。

二、「七十周年記念誌―あしたへII―」の特徴

徳島県遺族会五十周年記念誌発行以降の事業記録を中心に構成。

(記念館に掲示されている御英霊のお名前をはじめ、護国神社移転の際の寄付者名簿(石碑より)、また会員からの寄稿文なども掲載。)



三、購入について

- ① 一冊当たり 千七百円(税込)
- ② 総ページ数 三百四十七ページ
- ③ 発行の時期 令和三年三月十二日発行
- ④ 申込み方法 徳島県遺族会事務局まで

(電話088-636-3212)

第7回 平和作文コンクール 作品募集 (中学生対象)

1. 目的

先の大戦では多くの尊い命が犠牲となりました。本県出身者では、約3万4千人が犠牲となっており、この歴史的事実を風化させることなく、平和の尊さを改めて見つめ直し、次の世代に正しく継承していくため、中学生を対象に平和に関する作文コンクールを実施します。

また、応募作品の中から優秀な作品を表彰するとともに、令和3年8月24日(火)に開催する徳島県戦没者追悼式において作者が朗読し、広く平和のメッセージを届ける機会とします。



2. 募集規定

(1) 募集期間

令和3年4月19日(月)～令和3年7月20日(火)(必着)

(2) 募集対象者

徳島県在住の中学生

(3) 応募規定

作文のテーマ(例)

- 戦争と平和について ○平和学習で学んだこと
○戦争体験者の話を聞いて(徳島大空襲・戦地の記憶・戦後の暮らしなど)
○徳島県戦没者記念館を見て

原稿用紙に作文を書き、(4)の応募先へ郵送又は持参すること。

- ・原稿用紙は400字詰め・縦書き・2枚程度
・題名、学校名、学年、氏名(フリガナ)を記入のこと(欄外でも良い)

(4) 応募先

徳島県保健福祉部保健福祉政策課
〒770-8570 徳島市万代町1-1 県庁2階
電話 088-621-2170

3. 審査・表彰

- ・審査員により最優秀作品、優秀作品を選定します。
・最優秀賞(1名)……賞状・図書カード1万円
・優秀賞(2名)……賞状・図書カード5千円
○最優秀賞、優秀賞の方には令和3年8月24日(火)徳島県戦没者追悼式で賞状授与を行います。
○最優秀賞作品は、賞状授与会場において作者による朗読を行っていただきます。

4. 主催・後援

主催 徳島県・一般財団法人徳島県遺族会
後援 徳島県教育委員会

●問合せ先

- ①徳島県保健福祉部保健福祉政策課
〒770-8570 徳島市万代町1-1 県庁2階
電話 088-621-2170
②一般財団法人徳島県遺族会
〒770-8021 徳島市雑賀町東開21-1
電話 088-636-3212



過去の会報の情報提供のお願い

本会の事業の一環として昭和二十七年八月一日に第一号を創刊以来、絶えることなく発行してきた機関紙「会報」は本号で二百八号に至りました。

この度、創刊以来、六十九年間の会報を保存版として、本会の活動の記録をとどめたいと考えております。

現在、会報の収集作業を進めておりますが、一部の情報が見当たりません。つきましては会員の方に情報提供のご協力をお願いしたいと思います。

次の会報をお持ちの方は事務局(088-636-3212)までご連絡をお願い致します。

- ・第19号 昭和33年発行
・第26号～62号 昭和38年～昭和49年発行
・第66号 昭和51年もしくは昭和52年発行
・第69号 昭和53年発行
・第83号 昭和58年発行
・第127号 平成18年発行

ホームページ随時更新中!!

(R3.4.30 現在)

アクセス数 110,328

各種行事、記念館の語り部事業、慰霊巡拝等の最新の情報をお知らせしています。

携帯・パソコンの検索欄に

徳島県遺族会 もしくは
徳島県戦没者記念館 と入力

ホームページのアドレス

URL http://izokukai.jp/

携帯電話のバーコードリーダーで右記QRコードを読み込んで下さい。



遺族会の動き
令和三年三月～四月行事

- (三月) 5日 正副会長会、記念館運営企画委員会(護国神社)
13日 第九回70周年記念誌発行小委員会(護国神社)
16日 語り部事業(戦没者記念館) ※延期
16日 市の像清掃・第5ブロック(徳島市中央公園)
22日 日本遺族会理事会(東京) ※書面決議
28日 春の靖国神社参拝(靖国神社他) ※中止
30日 理事会(護国神社)
(四月) 16日 語り部事業(戦没者記念館) ※延期
16日 市町村遺族会事務局長会議(護国神社)
21日 女性部役員会(護国神社) ※延期
21日 日本遺族会支部長会議(参議院議員会館) ※中止
23日 英霊にこたえる会総会等(グランドヒル市ヶ谷) ※中止
30日 役員等研修会(徳島グランヴィリオホテル) ※中止
令和三年五月～七月行事予定
※新型コロナウイルス感染症対策のため変更となる場合があります。
(五月) 8日 語り部事業(戦没者記念館) ※延期
8日 青年部役員会(護国神社)
中旬 父の像清掃・第1ブロック(徳島市中央公園)
11日 日本遺族会青年部長会議(千代田会館) ※延期
12日 日本遺族会女性部長会議(千代田会館) ※延期
24日 監事会(護国神社)
24日 日本遺族会理事会(千代田会館)
25日 正副会長会(護国神社)
(六月) 4日 西部ブロック研修会(吉野川市アメニティセンター)
5日 南部ブロック研修会(阿南市文化会館)
6日 東部ブロック研修会(護国神社)
8日 理事会・戦没者記念館奉賛会総会(護国神社)
12日 語り部事業(戦没者記念館) ※延期
14日 日本遺族会評議員会・理事会(東京)
15日 日本遺族会事務局長会(東京)
24日 評議員会・役員選挙委員会・理事会(護国神社)
29日 富山丸戦没者慰霊祭(護国神社)
(七月) 10日 英霊にこたえる会理事会・評議員会(護国神社)
10日 正副会長会(護国神社)
10日 語り部事業(戦没者記念館) ※延期